平成28年10月 7日新潟市食肉衛生検査所

牛海綿状脳症(BSE)国内対策の見直しについて

1 経 緯

平成13年10月 と畜場でBSEスクリーニング全頭検査開始

平成17年 8月 検査対象牛の月齢を20か月以上に改正

平成25年 4月 検査対象牛の月齢を30か月齢超に改正

平成25年 5月 国際獣疫事務局(OIE)はBSEステータスについて日本を

「無視できるリスク」の国に認定

平成25年 7月 検査対象牛の月齢を48か月齢超に改正

2 諮問内容(平成27年12月)

(1) 検査対象月齢

食用にと畜される健康牛のBSE検査について、<u>現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクを比較</u>。なお、と畜場での検査は生体検査において運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われたもの及び全身症状を呈する 24 か月齢以上の牛のみを検査対象とする。

(2) SRMの範囲

現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部(舌, 頬肉, 皮及び扁桃を除く。), 脊髄及び脊柱」から「30か月齢超の頭部(舌, 頬肉, 皮及び扁桃を除く。)及び脊髄」に変更した場合のリスクを比較

3 食品安全委員会の評価結果(平成28年8月)

- (1) BSE検査の検査対象月齢について、現在と畜場において実施されている、食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について<u>現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は非常に小さく、人への健康影響は無視できる。</u>
- (2) SRMの範囲については、飼料規制等を含めたBSE対策全般への影響について確認が必要と判断し、今後のリスク管理機関における整理を踏まえ、検討することとし、BSE検査を廃止した場合のリスク評価を先行して行った。

4 今後の動向について

今後、厚生労働省において、当該答申内容を踏まえてリスク管理措置の見直し(省令改正)を行うことが予想される。